

1. 件名：高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
2. 日時：令和元年11月15日(金) 13時30分～14時20分
3. 場所：原子力規制庁 3階会議卓

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室 谷室長補佐、笠原係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 小野上級原子炉解析専門官

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他7名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁は、関西電力から、高浜発電所4号機蒸気発生器伝熱管の損傷に係る発電用原子炉施設故障等報告書の続報の提出があり、形式要件が整っているか等の確認を行った結果、特に問題は認められなかったことから、13時45分に報告書を受理した。

また、関西電力から、当該報告書の内容について主に以下の説明があった。

○現時点までの調査の結果、蒸気発生器（以下「SG」という。）の外から流入した異物により摩耗減肉が発生した可能性が高いと思われる。

○今後、異物流入の可能性のある作業について調査を実施するとともに、引き続き、原因調査結果等に基づき、推定原因を検討する。

○再発防止策については、外面減肉が認められたSG伝熱管について、高温側及び低温側のSG管板部で施栓し、供用外とする。その他の対策については、原因調査結果を踏まえ対策を講じる。

○また、提出した報告書の内容には、商業機密による不開示情報が含まれるため、公開の際にはマスキングが必要となる。

- (2) 原子力規制庁より、マスキングを要する箇所について了解したこと、原因と対策については、引き続き、報告を受け次第その内容を確認していくことを伝え、関西電力より了解した旨の回答があった。

6. 資料

- ・原子炉等規制法に基づく発電用原子炉施設故障等報告書（続報）

<https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku/00000172.html>